

04 総務省 構造改革特区第23次 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	地方債の特例	
要望事項 (事項名)	公共施設アセットマネジメントによる地方債の特例	都道府県	埼玉県	
		提案事項管理番号	1009010	
提案主体名	埼玉県			

制度の所管・関係府省庁	総務省
-------------	-----

求める措置の具体的内容	<p>適正な公共施設アセットマネジメント計画を定め、公共施設の除却によって将来の財政負担を軽減するものについては、公共施設の除却費用に地方債を充当可能とすること。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>県内のある市の調査では、築30年以上の建物が全体の約4割、ほか3市町の結果も平均46%となっている。公共施設の老朽化が急速に進展している。</p> <p>〔市町村財政の現状〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 少子高齢化に伴う社会保障関係費の増大等 ・ 全ての施設の維持補修、建替の財源確保は困難 ・ 廃止・除却も必要となるが財政措置がない <p>〔課題〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設の廃止を決定しても、除却費用を一般財源で賄うことは非常に困難 ・ 除却費用がないという理由で、利用頻度の減った公共施設を延命⇒管理費用の増加 ・ 老朽化した公共施設が残り、余剰用地の売却等、資産活用に支障⇒更に財政を圧迫 <p>〔必要性〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 除却費用になんらかの財政措置があれば、公共施設の統廃合を含めた公共施設アセットマネジメントを積極的に実施できる <p style="text-align: center;">↓</p> <p>除却費用も地方債の対象経費として認めて欲しい</p> <p>〔現行制度〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方債の対象経費は、地方財政法第5条により、建設事業等に限定 ・ 除却費用については、新たな施設の建設に伴うもののみ対象 <p style="text-align: center;">↓</p> <p>【提案する新制度】</p> <p>◎地方財政法第5条、地方財政法の特例</p> <p>市町村が作成する、個別の施設ごとに除却後の活用目的や維持更新費削減効果積算額等を記載した公共施設アセットマネジメント計画を、県が審査し知事が承認する。これにより、将来の財政負担等を減らし、後世代に受益が及ぶことが担保できるので、公共施設アセットマネジメント計画に基づいた公共施設の除却費用について、地方債を充当可能にする。</p> <p>【提案に係る財政見込など】</p>

○公共施設アセットマネジメントの推進

○将来の維持管理費、修繕費の経常的な経費が軽減、住民サービスの向上等